

検証機関の入会申請資格の要件に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、カーボン・オフセット推進ネットワーク会則第4条(4)に示す、炭素クレジットを創出する市場メカニズム制度等において有効化・検証等の審査業務を行う機関が入会申請の資格を持ち、且つ継続して会員であるための要件を定めることを目的とする。

(要件)

第2条 カーボン・オフセット推進ネットワーク会則第4条(4)にいう要件とは、有効化・検証等の審査業務を行う機関のうち、国連 CDM 理事会が認定し京都議定書締約国会議 (COP/MOP) が指定する指定運営組織 (Designated Operational Entities: DOE)、もしくは国連 JI 監督委員会を通じ京都議定書の COP/MOP が決定する手続きに従い定められる要件により活動を行う独立運営組織 (Accredited Independent Entities: AIE)、もしくは ISO14065 に基づき検証機関として認定されたことを指す。

付則 この細則は、当ネットワークの設立日から施行する。